

## 「発達支援の指針」(2014年版)作成にあたり

平成26年の7月16日に厚生労働省(社会援護局障害保健福祉部長のもと)による「障害児支援の在り方に関する検討会」から『今後の障害児支援の在り方について～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～』というタイトルで報告書が出されました。

これは常々、子どもの議論は子ども関係者の中で議論をすべきであるという、我々子ども関係者が願ってきたことです。この間、我が国の障害福祉施策がコペルニクスの大転換を図るべく多くの議論が活発に行われている時に、結局子どもの事は審議未了と申しますか、見切り発車をされてきた経緯があります。その意味でこの検討会の立ち上がった意味には大きなものがあると思います。結果として、19名からなる子どもあるいはその周辺の関係者からなる検討会が平成26年1月から10回開催されました。

その場において我々CDS JAPANは、「気づきの段階」からの発達支援・家族支援・地域生活支援を基本としてのインクルージョン社会の実現を目指すMISSIONを強く訴えました。そして具体策として、「高い専門性を持った発達支援の提供」、「地域連携／地域変革・支援の一貫性・協働体性」、「人材育成」、「子どものケアマネジメント」の4本柱を提案してきました。それらがこの検討会でどのように議論され、結果としてどのような形で報告書に盛り込まれていったかはお案内の通りです。

そのことによって、我々には実践実行の権利と責任が発生し、自ずと多くのPASSION(苦難と克己)が伴います。しかし、我々には日本全国さまざまな地域で、まさに日々子どもとその家族に寄り添いながら日常的に実践しているという自信と自負があり、それを糧としています。

保育に「保育所保育指針」が、幼稚園教育には「幼稚園教育要領」があるように、我々CDS JAPANの事業関係にもそれなりの指針やガイドラインとなるものが当然あるべきではないのか、それが無いのはある意味差別ではないのかという問題意識でいました。そこに平成25年度の厚生労働省の障害者総合福祉推進事業の研究事業指定を受けることができ、その検討・研究を開始し、その成果物を昨春、所管に提出しました。

それからのこの間に当会の理事を中心にしたメンバーで、さらにその報告書に吟味、検討を加えての指針(案)(2014年版)としての報告書が出来ました。就きましては広くそのことを関係者の皆様にお知らせし、忌憚のないご意見をいただきながら、さらに完成度を高めて参る所存です。

関係者の皆様には是非ご一読いただき、建設的なご意見をいただければ幸甚に存じます。

平成27年2月